

## 公益財団法人公益推進協会 マイ基金交付規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人公益推進協会定款に基づき、公益財団法人公益推進協会（以下「財団」という。）が公益の増進に寄与するために行うマイ基金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (マイ基金対象)

第2条 このマイ基金対象は以下の団体とする。

- (1) 公益の増進を図る活動をしている個人又は団体
- (2) 公益の増進を図る活動をしている個人又は団体を支援している団体

### (応募条件)

第3条 このマイ基金を受けようとするものは、公益の増進を図るための事業や研究を行い、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

- (1) 日本又は海外に住所又は活動の本拠を有すること。
- (2) マイ基金対象事業や研究を確実に遂行できる見込みがあること。
- (3) 当該団体及び事業又は研究が専ら営利を目的としていないこと。

### (マイ基金内容)

第4条 この制度は、対象者が直接必要と認められる以下の物品又は経費の一部とする。

- (1) 公益の増進を図るための事業や研究に直接使用する物品
- (2) 公益の増進を図るための事業を目的として、当該団体が実施するイベント等
- (3) 公益の増進を図るための研究に係る経費等

### (募集方法)

第5条 このマイ基金の交付申請は当財団のホームページ等により公募する。

### (応募方法)

第6条 マイ基金の交付を申請しようとするものは、別に定める募集期間内にマイ基金交付申請書に関係書類を添えて、常任理事会に提出しなければならない。

### (選考方法)

第7条 申請があったときは、当該申請に係る必要な調査を行い、審査・選考については、マイ基金選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置して、選考委員会が行い、審査の結果を常任理事会に答申し、常任理事会が助成すべきものと認めたときは、マイ基金の交付を決定するものとする。

- 2 代表理事は、マイ基金の交付の決定をしたときは、マイ基金交付決定通知書により、申請した者に対しその旨を通知するものとする。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、代表理事が委嘱する3名の役員及び2名以上5名以下の外部委員で構成する。

- 2 選考委員会は、互選により委員長を選出する。
- 3 審査にあたっては、応募する者の公益の増進への貢献度、活動の計画性、継続性、会計の透明性、申請内容の必要性、緊急性等を総合的に考慮して決定する。

(マイ基金交付の変更)

第9条 次に掲げる事項は、マイ基金の交付の決定に付する条件とする。

マイ基金の対象となった内容（以下「マイ基金内容」という。）の内容変更（常任理事会が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめマイ基金内容変更申請書を提出し、常任理事会の承認を受けること。

- 2 前項に規定するもののほか、常任理事会はマイ基金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことがある。

(事情変更による決定の取消)

第10条 常任理事会は、マイ基金の交付の決定をした後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、マイ基金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(マイ基金の目的外使用の禁止)

第11条 マイ基金の交付を受けた者は、マイ基金を該当する事業又は研究以外の目的に使用してはならない。

(マイ基金交付決定の取消)

第12条 常任理事会は、マイ基金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、マイ基金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 規定する条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によりマイ基金の交付を受けたとき。
- (3) マイ基金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他法令又はこの規程に違反したとき。

- 2 前項の規定は、マイ基金の交付があった後においても適用があるものとする。

(マイ基金の返還)

第13条 マイ基金の交付を受けた者は、前条の規程によりマイ基金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、すでにマイ基金が交付されているときは、常任理事会の命ずるところによりマイ基金を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 マイ基金の交付を受けた者は、マイ基金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械及び器具でその価格が 20 万円以上のものについて、取得又は効用の増加した日から5 年以内にマイ基金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその旨を記載したマイ基金財産処分申請書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。

(マイ基金使用状況報告の義務)

第15条 マイ基金の交付を受けた者は、マイ基金の交付を受けて行う事業や物品購入が完了したら速やかにその助成金がどのように使用されているかの報告をしなくてはならない。

(補 則)

第16条 この規程に定めるもののほか、マイ基金の実施に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、内閣総理大臣より公益財団法人の認定を受けた日から施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する